

令和7年度 環境対応車導入促進助成金交付要綱

(環境対応型ディーゼル車)

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、トラック運送業界の脱炭素化への取組みの一つとして、大気汚染問題、地球温暖化問題に対し、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図るべく、その原因であるNO_xやPM等の排出量の削減に資する目的のため、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行う環境対応車導入促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めることとする。

- (1)「環境対応車」とは、一般貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法第60条第1項規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する事業用自動車であって、平成28年度規制適合のディーゼル車(以下「環境対応型ディーゼル車」という)をいう。
- (2)「事業者」とは、協会の会員であって、環境対応型ディーゼル車を「リース・割賦」又は「購入」により導入し、かつ使用するものをいう。
- (3)「導入」とは、令和8年2月末日までに登録の完了する環境対応車の初度登録であって、使用の本拠の位置を埼玉県内に置くものとする。
- (4)「導入期間」は、令和7年3月1日から令和8年2月末日までとする。

(環境対応型ディーゼル車の導入に対する助成)

第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、環境対応型ディーゼル車の導入に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。

但し、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。

- 2 1事業者あたりの助成台数は、別表による。
 - 3 申請及び請求期間は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までとする。
- なお、予算に達した時点で受付を終了とする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、次に定めるものとする。ただし、予算に達した場合にはそれまでとする。

- 2 令和7年3月～令和8年2月末日までに登録した車両に対し、導入後申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 協会は、前条による請求書の提出があったときには、次により助成金を交付する。
事業者、又はリース契約元に交付する。

(助成金の交付額)

第6条 1台当たりの助成交付額は、別表に定める。

(指定の取り消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、環境対応型ディーゼル車の使用にあたっては、関係法令に従い、その管理体制を確立し適切に運行しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。但し、当該車両の初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合は、この限りではない。

- ① 助成金の交付に決定の内容、もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき
- ② 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき
- ③ 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき
- ④ 事業者が協会を脱会したとき
- ⑤ 事業者が会費を滞納したとき

3 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に交付されている場合は、協会は事業者又はリース会社に対し期限を定めてその返還を定めることができる。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、交付解消となった車両が初度登録日から起算して下記の法廷対応年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付または担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

- (1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- (2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

2 事業者は、前項による処分が行われたときは、協会へ報告しなければならない。

(雑則)

第9条 協会は、事業者に対し、助成に関して報告を求めることができるものとする。

本要綱は、令和 7年 4月 1日より実施する。